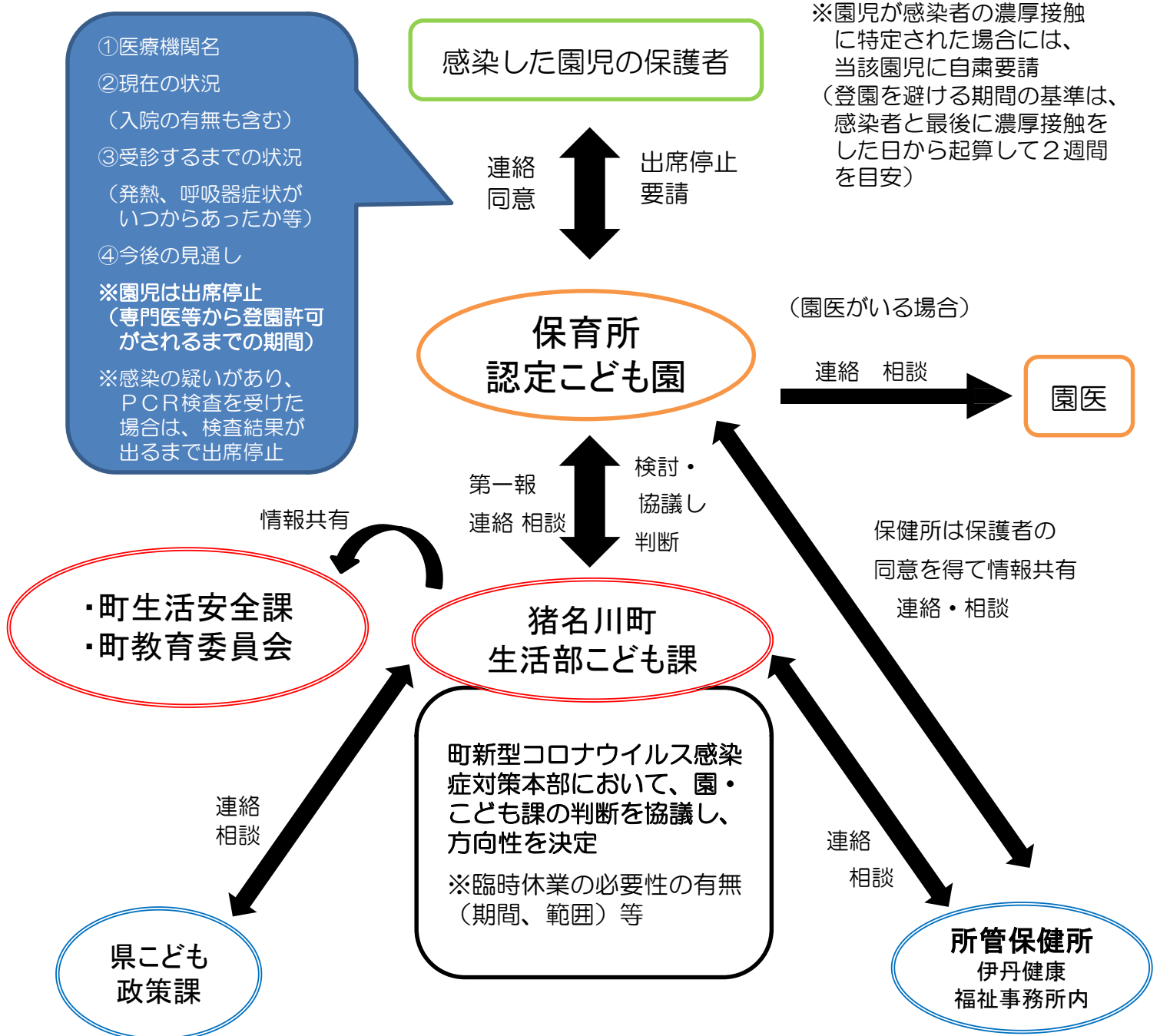


# 【新型コロナウイルス感染症発生時の対応手順】（保育所・認定こども園）

利用園児が感染した場合 ※職員の場合も同様



※園児が感染者の濃厚接触到に特定された場合には、当該園児に自粛要請（登園を避ける期間の基準は、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間を目安）

- ①医療機関名
- ②現在の状況（入院の有無も含む）
- ③受診するまでの状況（発熱、呼吸器症状がいつからあったか等）
- ④今後の見通し
- ※園児は出席停止（専門医等から登園許可がされるまでの期間）
- ※感染の疑いがあり、PCR検査を受けた場合は、検査結果が出るまで出席停止

- 園は、町新型コロナウイルス感染症対策本部で協議・方向性の決定を受け、対策（臨時休業・再開の期間等）を講じる
- 園は、下記の事項及び今後の動き方を町へ連絡（情報共有）
  - ・職員への情報共有
  - ・園児及び職員の健康観察（発熱や呼吸器症状の有無等）
  - ・保護者等への情報提供、連携 等
- 園から園児の保護者等に向けて、メールやアプリ等での連絡
- 臨時休園の対応を行う場合、2週間以内を目安（臨時休園期間に園内の消毒対応）とする
- 可能な場合は特別保育に切り替え、真に必要な方のみ受入れを行っていく